

愛着の念にあったと思われる。かれは「唯一の所有者たるデスポット」をアジア的農業共同体とかみ合わせようと努力し、そしてついに満足するに足る結論を得られなかった。これこそ『諸形態』をあえて自から「ねずみの歯の批判にゆだね」た根本的な理由ではなかったろうか。

## 中国の人民警察

隅野隆徳

このたび第一回日中青年友好大交流に参加して、一カ月にわたり、中国各地で、中国の青年のみならず多くの中国人民と交流を深める機会をえた。その間、私もその一員である日本の青年法律家代表団の一行は、大交流の一環として、中国の法律事情についていろいろ見聞する機会をもった。それには、裁判所、監獄、人民警察、大学等がある。その中、本稿では、人民警察について紹介してみることにする。

中国との間には、今日もお互に正常化されていないという異常な関係が続いているが、法律界では、その中であって、これまでにいく度かの相互交流を進めてきた。その成果は日本ではすでにいろいろと紹介されている。(たとえば、「中国の法と社会」1960年、「法律家のみた中国」1965年)それらを通じて、中国の法律事情は一般的にある程度までは知られている。ただ、その中で、これまで文献的にもあまり知られていなかったものとして、警察等の公安機関の問題がある。今回、私たちの希望が入れられて、人民警察との座談会を北京で開くことができた。ただし、事前の十分な打合わせができず、突然であったため、人民警察制度全体についての紹介はえられず、もっぱら末端の機関の活動の紹介であった。あるいは、そのために、末端の警察機関と人民大衆との結びつきの問題がより明確に提示されている、ともいえよう。

座談会は、8月28日、北京民族飯店で、北京市天橋派出所所長彭宝生氏の他、戸籍巡査2名、交通巡査、消防巡査各1名の出席をえて行なわれた。その時の説明と質問および解答を整理すると、次のとおりである。

### (1) 人民警察の成立

北京では、1949年の解放後、旧警察制度を粉砕し、農村・工場・学校から新しい革命的人材を登用して、新しい警察をつくりあげていった。総称して、人民警察という。そこに旧来の警察官が留用された例は、出席者の知る限りではない。旧警察官はその後、思想改造されていた。

## (2) 機 構

人民警察には戸籍警察・交通警察・消防警察の三部門がある。国务院公安部のもとに、省では公安厅、直轄市である北京市では公安局がある。以下、北京市では区公安分局、地区公安派出所がある。派出所が公安機関の基礎組織で、そこに戸籍警察がある。交通警察・消防警察は派出所にはなく、市公安局、区公安局に所属している。天橋派出所には、その地区の住民約58,000人に対し、所長以下20名の警察官がいる。

職務は、戸籍警察は主として戸籍管理と治安管理に当るが、その他、人民の要求に応じ多種多様の仕事がある。交通警察は交通秩序の維持と指揮に、消防警察は火災の予防と消火に当る。

警察はピストル等の武器をもっているが、普通携帯していない。なお、工場・橋・監獄等の入口に銃をもって警備しているのは、人民解放軍の一部である公安部隊である。

## (3) 活動状況

毛沢東思想に基づいて、敵対階級への独裁と同時に、人民大衆への奉仕ということを基本原則にしている。天橋派出所管轄地区で、現在改造されつつある地主・反革命分子が21名いるが最近何年もの間、反革命活動は発生していない。また、人民内部の矛盾の解決にあたっては、人民大衆に依拠し、説得・指導を主にして活動している。

そのような具体例として、同派出所管轄内に住む地主の改造があげられる。その地主は、解放前、北京市郊外に広大な土地をもち、そこで農民をさく取し、また市内に住んでは、水道を支配して大衆にさまざまな圧迫を加えた。解放後、土地を没収され、地主分子として管理されたが、彼は引続き地主の地位を是認し、自らの罪悪を認めず、また土地の過少申告などの不正行為をした。そこで警察は、彼の小作人であった農民や彼の周囲の大衆の批判を通じて、彼に自らの罪を認めさせた。それとともに彼の思想改造のために、彼に対して大衆により組をつくり、改造の管理に当らせた。また彼自らには労働を通じて自らの力で改造していくようにさせた。その他、小学校教員をしている、進歩的思想の彼の娘を通じても働きかけた。そのような中で、いくつかの段階を経て、改造が進み、今では彼は自ら労働する人間になっている。

その他、戸籍警察に関する事例として、しばしば窃盗行為をする少年に対して、家庭、学校教師、同級の少年先鋒隊員と結合して、ついに改善させたこと、また、解放前、子供の時に生活苦から売られた農民の親探しに、警察が市内の老人をつてに一月もかかって成功したことなどがある。

また、交通警察については、北京市の交通状態は良好で、交通事故は少ない。

こうした警察の活動は、大衆に依拠するとともに、いつも大衆の監視を受ける。大衆の意見を聞き、検討する。そのために、とくに、1年に1月間、「愛民月間」を設け、その間、警察側では大衆にとくに奉仕すると同時に、警察官の一人一人に対して大衆の意見を出してもらい、それを検討し、仕事の上で欠点があれば、反省する。そして警察と大衆との結びつきを強め、人民民主独裁を強化していく。

以上のような中国の人民警察の問題について、これを基に文献的、資料的に追究することは現在のところ、その余裕をもたないが、ただ、今度の中国滞在中の印象とも合わせ考えると、次のような点を指摘することができる。

第一に、中国では、たとえば日本とちがって、警察官の数が少なく、国家の警察活動は相対的に少ないようである。それでいて社会秩序はよく安定している。街の中で警察のパトロール姿を見かけることはほとんどなかった。また交通警察の面でも、都市も農村も、大巾な道路が十分に延びていて、都市建設計画が発展しているために、人も車も悠々と往来しており、交通事故の起こる礎地がきわめて少ないように思われる。こうしたことは、中国において犯罪件数の少ないことにもあらわれている。北京市監獄を訪問したとき受けた説明によると、北京市は人口700万、そこに監獄は一つで、入監者は1880名、その中40%が台湾系のスパイ活動その他の反革命犯罪者で、他の60%が一般刑事事件犯罪者となっている。後者は、窃盗が相対的に多く、その他、汚職、ごろつき、虐待等の犯罪者である。そして、全般的に犯罪は減少しているという。

こうしたことの根底には、中国における社会主義建設が進む中で、人民の生活は安定し、さらに将来に対する希望と確信にみちているという現実がある。たしかに現在中国人民の一般の生活は、たとえば日本の中流程度のものとは比べても質素なものがある。しかし、それは、大部分の中国人民にとって、解放前のさく取され抑圧されていた生活と比べると、まさに飛躍的な進歩・向上なのである。しかも、それは現在でもきわめて安定している。労働者の平均賃金は60元から70元くらい（1元は日本の約160円に相当する）であるが、食費は10元から15元くらい、住宅費は3元くらいである。食料品は街に豊富にあり、住宅はまだ解放前のが残っているものの、労働者用アパートが次々に建てられている。また病気は国家負担でおしてもらえ、老人になって定年退職すれば賃金の70%を一生もらえる。そして、労働者の首切りやインフレーションはなく、物価はむしろ下がる傾向にあるから、人民の生活は質素であるが、非常に安定している。しかも、中国は、その豊かな自然資源を基に、自力更生の原則をにかけて社会主義建設をおし進めている。それは、解放後も引き続き、朝鮮戦争、ソ連の技術援助引きあげ、自然大災害等々の困難な事態をのりこえてきたために、前途に対する自信と希望にみちている。そこでは、犯罪や社会不安の根本的な社会的原因が除去されているといえる。

第二に、警察権を行使する場合でも、権力的に直接規制することは少なく、説得と教育の方法がよくとられている。たとえば、1957年の治安管理条例による処罰はあまり使われていないとのことであった。法による強制ということよりも、むしろ、相手方の自覚・反省を気長に待つというやり方である。それには、警察だけの力でなく、人民大衆の協力・参加が必要である。そのことは、中国では、警察がもはや人民大衆を政治的に抑圧する権力機関としてではなく、人民大衆に奉仕する機関として存在することに基礎をもっている。警察では、また大衆の批判を受ける。その点で、中国では、幹部下放といって、最高幹部から下層幹部にいたるま

で、一年に一月は必ず、大衆とともに労働するなどして、大衆の批判とテストを受けることが行なわれていることが注目される。それは、幹部が大衆から遊離して、修正主義化・特権化していくことを防ぐために強調されている。それとともに、人民大衆の方では、そうした警察活動への協力・参加を受け入れる組織的基盤と思想的準備をもっている。中国人民は、人民公社職場、学校などさまざまなルートを通じて組織されており、そこでの組織的な教育と討論に基づいて、積極的に組織的行動をする。それを支えるものは、毛沢東思想の教育と学習であり、それを指導する共産党の組織である。そのもとに、中国人民自身が大きな力を持ち、自ら社会秩序をつくり、維持していることが感じられる。

## 〔 所 報 〕

本年度所員総会は去る12月11日神田第二会議室にて開かれた。第1部はこのほど中華人民共和国視察から帰国された小林義雄氏による『中国の社会主義建設の諸特徴』というテーマの報告を開き、次いで第2部の総会議事に入った。議題は(1)会計監査委員の選出、(2)研究成果の刊行について、(3)本年度研究費の配分について、(4)その他であった。会計監査委員に万場一致で平館利雄氏が選出された。研究成果の刊行については、社会科学研究所『年報』を、全一冊(450～460頁程度)で刊行することが認められた。本年度研究費の配分については、本年度は「個人研究」を設けることが確認され、従来のグループ研究に各1万円が支給されたほか森田桐郎、佐々木亨、加藤幸三郎、栗木安延、加藤佑治の各所員に各5万円(来年度分もふくめて)が支給されることになった。なお個人研究該当者は2年以内に研究成果を提出する義務を負うことも確認された〔詳細は次号でご報告する〕。

## < 所 報 >

本年最後の『月報』をおとどけする。今年も“原稿集め”に悪戦苦闘をつづけたが、今になってみると楽しい(?)思い出となってくる。今回は望月氏の労作と隅野氏の中国視察の成果をいただいた。なお〔所報〕にある小林義雄氏の報告も焦点をしぼって月報に掲載して頂く予定である。来年を一段の飛躍の年としたい。所員諸兄の健闘を祈る。

(加藤(幸)、加藤(祐)記)

東京都千代田区神田神保町3の8

専修大学社会科学研究所 電話(265) 6211～20

(発行者) 山 田 盛 太 郎